

証券コード5071
発送日 2025年6月10日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社ヴィス
代表取締役社長 金谷智浩

第27期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://vis-produce.com/ir/meeting_of_shareholder/index.php



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィス」又は「コード」に当社証券コード「5071」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、株主の皆様におかれましては、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 興

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区東新橋1丁目9番1号

東京汐留ビルディング17階 当社東京オフィス

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第27期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当なお土産の配布につきましては、行っておりません。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。また、今後株主総会の運営に大きな変更が生じる場合も、掲載している各ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時 2025年6月26日(木曜日)午前10時(午前9時30分より受付開始)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申上げます。



郵送により議決権行使する場合

行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。



インターネットによる議決権行使の場合

行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後6時まで

当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)をご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。



システムなどに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

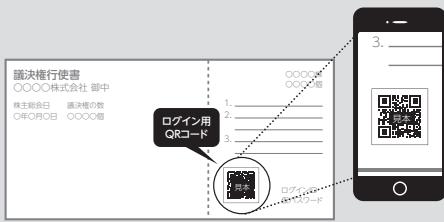
0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



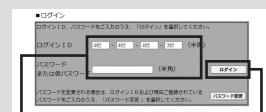
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンなどで重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金49円00銭

総額 409,232,173円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社監査等委員会において、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	再任 なかむら はやと 中村 勇人 男性 (1960年7月18日)	1998年4月 (有)ヴィス（現株）ヴィス 設立 1999年1月 当社 組織変更 代表取締役社長 就任 2015年3月 (株)フレド 取締役 就任（現任） 2022年6月 当社 代表取締役会長 就任（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	5,316,400
[取締役候補者とした理由]			
		同氏は、1998年に当社を設立し、以来常に優れた先見性と強いリーダーシップで当社を牽引してきた実績とワークデザイン及び経営全般に関する知識と経験から、今後も経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督を担う取締役として、当社の持続的な成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	再任 かなたに ともひろ 金谷 智浩 男性 (1976年7月19日)	1999年4月 (株)実薦企画（現株）学情 入社 2004年10月 当社 入社 2009年4月 当社 執行役員 就任 2010年4月 当社 東京事業部（現コンサルティングDiv. Sec. 1～4）長 2010年5月 当社 取締役 就任 2015年4月 当社 デザイナーズオフィス事業本部（現コンサルティングDiv.）長（現任） 2015年7月 当社 常務取締役 就任 2022年4月 (株)ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長 就任（現任） 2022年6月 当社 代表取締役社長 就任（現任） (重要な兼職の状況) (株)ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長	135,950
[取締役候補者とした理由]			
		同氏は、2010年5月から当社取締役を務め、プロジェクトマネージャー・新卒採用・広報・WEBマーケティング責任者として幅広い業務に対応し、その職務・職責を適切に果たすとともに、経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<p>再任</p> <p>おおたき ひとみ 大滝 仁実 男性 (1964年10月24日)</p>	<p>2003年 1月 個人事務所スタイル 開業</p> <p>2006年 3月 当社 取締役 就任</p> <p>2010年 4月 当社 クリエイティブ事業部 (現クリエイティブDiv.) 長 (現任)</p> <p>2015年 7月 当社 常務取締役 就任</p> <p>2022年 6月 当社 専務取締役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	149,950
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、2006年3月から当社取締役を務め、設計部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
4	<p>再任</p> <p>やばら ゆういちろう 矢原 裕一郎 男性 (1967年1月31日)</p>	<p>1991年 4月 飛島都市開発(株) 入社</p> <p>1997年 9月 協和電線産業(株) 入社</p> <p>1998年 4月 関西メンテナンス(株) (現オリックス・ファシリティーズ(株)) 入社</p> <p>2008年 4月 (株)大伸社 入社</p> <p>2008年 11月 (株)フジ医療器 入社</p> <p>2010年 7月 生和コーポレーション(株) 入社</p> <p>2013年 11月 ジャパンコンストラクトフード(株) (現ACA Next(株)) 入社</p> <p>2014年 8月 FREEMIND holdings(株) (現株)FREEMIND 入社</p> <p>2017年 8月 当社 入社 管理本部 (現コーポレートDiv.) 部長</p> <p>2018年 1月 当社 取締役 就任 管理本部 (現コーポレートDiv.) 長 (現任)</p> <p>2022年 6月 当社 常務取締役 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	3,000
		<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、2018年1月から当社取締役を務め、管理部門の責任者としてその職務・職責を適切に果たすとともに、経営管理全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役会長中村勇人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)クレドが保有する株式数を含んでおります。また、同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も役員等賠償責任保険の被保険者となる予定であります。役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【ご参考】当社取締役のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主な知見・経験は次のとおりです。

取締役	性別	監査等委員	社外取締役	企業経営	デザイン	営業マーケティング・	財務イナنس	デジタル	人材開発労務・	リ法務・マネジメント	サE Sテナビリティ
中村 勇人	男性			●	●	●	●	●	●		●
金谷 智浩	男性			●	●	●		●	●		
大滝 仁実	男性				●				●		
矢原 裕一郎	男性						●	●		●	●
浜本 亜実	女性	●	●	●					●		●
戸出 健次郎	男性	●	●	●						●	
西村 勇作	男性	●	●							●	

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以上

事 業 報 告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気の緩やかな回復基調が見られました。その一方で、世界的な金融引き締めや原材料価格の高騰による物価上昇が継続し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、2023年5月に策定した中期経営計画の2年目にあたり、オフィスデザインからワークデザイン（働く環境や働き方のデザイン）へと事業領域拡大を目指し、各重点施策を実行しております。

当社グループにおきましては、成長企業や働き方の見直しに積極的な企業を中心に営業活動を行い、ワークデザインに関連するサービスをワンストップで提供することにより、企業価値の向上や働く人々のエンゲージメントの向上に貢献してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高16,253百万円（前年同期比12.9%増）、営業利益1,915百万円（同25.7%増）、経常利益1,910百万円（同26.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,357百万円（同37.0%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

① ブランディング事業

ブランディング事業では、オフィスデザイン・ウェブデザイン・グラフィックデザインをワンストップで提供しており、多様なマーケティング手法により新規顧客の獲得及び既存顧客へのフォローを継続して行ったことで、高成長企業を中心に受注獲得を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15,606百万円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益（営業利益）は1,906百万円（同18.8%増）となりました。

② データソリューション・プレイスソリューション事業

データソリューション・プレイスソリューション事業では、株式会社ワークデザインテクノロジーズ（現連結子会社）が開発したワークプレイス構築DXツール「ワークデザインプラットフォーム」や組織改善サービス「ココエル」を提供しております。

また、東名阪エリアにおいて、フレキシブルオフィス「The Place」の運営を行っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は647百万円（前年同期比9.7%増）、セグメント利益（営業利益）は127百万円（同149.6%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は58百万円となりました。

主な内容としては、福利厚生施設の取得、設計ソフトの取得であります。

なお、セグメントごとに直接関連付けることが困難であるため、包括的に記載しております。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「ワークデザインの推進」という目標を掲げ、以下を対処すべき課題として、対応を進めてまいります。

① 事業戦略

当社グループは、企業ごとに最適なワークデザインを提供することが特徴・強みであり、オフィスデザインを主軸としたプランディング事業の継続的な成長はもとより、データソリューション・プレイスソリューション事業を拡大させることが重要であると考えております。そのため、ワークデザインの軸となるデータの抽出及び分析により顧客の持つ課題を可視化させ解決することで、ワークデザインを推進し事業の拡大を図ってまいります。

② IT・DX戦略

当社グループは、業務効率化による社員の業務負担軽減が、顧客に対するより質の高いサービスの提供に繋がると考え、生産性の向上がさらなる事業成長のために重要であると考えております。そのため、既存システムのアップデートや新技術を活用したIT・DX化等により業務プロセスの効率化を図ってまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、顧客の働き方のニーズや課題にあわせて現状分析とソリューションができる人材を確保・育成することが重要な課題と認識しております。このため、次代を担う優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、ES向上にも努め、優秀な人材の定着を進めてまいります。

④ マーケティング・プランディングの強化

当社グループは、オフィスデザインからワークデザインへと事業領域を拡大する中、社内外へのワークデザインの浸透が重要だと考えております。類似他社との差別化を行い、付加価値を向上させるためターゲットを明確にしたマーケティング活動と、自社のプランディングを強化してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社に対する真の理解と満足を獲得することが重要な課題と認識しております。今後、関係法令の遵守はもとより、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	—	13,219,497	14,399,559	16,253,198
経常利益(千円)	—	1,263,367	1,507,087	1,910,694
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	856,028	991,334	1,357,636
1株当たり当期純利益(円)	—	104.30	120.42	163.43
総資産(千円)	—	7,958,849	9,872,367	10,796,961
純資産(千円)	—	5,001,800	5,845,928	6,936,617
1株当たり当期純資産(円)	—	608.12	704.43	828.73

(注) 第25期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	10,727,457	13,219,147	14,398,959	16,252,648
経常利益(千円)	1,012,492	1,302,249	1,497,441	1,876,985
当期純利益(千円)	687,311	895,090	983,871	1,323,214
1株当たり当期純利益(円)	84.09	109.06	119.51	159.28
総資産(千円)	6,927,706	7,998,158	9,916,319	10,790,702
純資産(千円)	4,280,677	5,040,862	5,877,526	6,933,793
1株当たり当期純資産(円)	521.78	612.87	708.25	828.39

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純資産は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ワークデザインテクノロジーズ	千円 45,000	% 100.0	データソリューション事業

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区分	事業内容
ブランディング事業	オフィスデザイン、グラフィックデザイン、ウェブデザイン
データソリューション・ プレイスソリューション事業	ワークプレイス構築DXツール「ワークデザインプラットフォーム」の開発・販売 組織改善サービス「ココエル」の販売 フレキシブルオフィス「The Place」の運営

(7) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

大阪本社 大阪府大阪市北区
東京本社 東京都港区
名古屋オフィス 愛知県名古屋市中区

② 子会社

(株)ワークデザインテクノロジーズ 東京都港区

(8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
272名	20名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269名	20名増	34.2歳	5.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から他社への出向者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,409,200 株
- (2) 発行済株式総数（自己株式123株を除く） 8,351,677 株
- (3) 株主数 2,603 名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社クレド	3,430,000 株	41.07 %
中村 勇人	1,886,400 株	22.59 %
竹内 理人	338,500 株	4.05 %
ヴィス従業員持株会	241,400 株	2.89 %
ベル投資事業有限責任組合 1	184,000 株	2.20 %
大滝 仁実	149,950 株	1.80 %
金谷 智浩	135,950 株	1.63 %
横山 賢次	130,000 株	1.56 %
永岡 陽介	122,500 株	1.47 %
MSIP CLIENT SECURITIES	93,700 株	1.12 %

（注）持株比率は、自己株式（123株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、当該取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、取締役3名（社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、12,000株交付しております。

（6）その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式総数が60,750株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発 行 決 議 日	2016年1月27日	2018年3月20日
区 分	取締役 (注)1	取締役 (注)1
保 有 者 数	2名	1名
新 株 予 約 権 の 数	300個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 45,000株 (新株予約権1個につき150株) (注)2、3	普通株式 4,500株 (新株予約権1個につき150株) (注)3
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1株につき374円 (注)2、3	1株につき341円 (注)3
新株予約権の行使期間	2018年1月28日から 2026年1月26日まで	2020年3月21日から 2028年3月19日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (注) 1. 監査等委員及び社外取締役を除く取締役であります。
2. 2016年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。
3. 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 村 勇 人	
代表取締役社長	金 谷 智 浩	コンサルティングDiv.長 株式会社ワークデザインテクノロジーズ 代表取締役社長
専 務 取 締 役	大 滝 仁 実	クリエイティブDiv.長
常 務 取 締 役	矢 原 裕一郎	コーポレートDiv.長
取 締 役 (監査等委員)	浜 本 亜 実	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事
取 締 役 (監査等委員)	戸 出 健次郎	戸出総合法律事務所 代表弁護士
取 締 役 (監査等委員)	西 村 勇 作	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び西村勇作氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして補助使用人を置き、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 戸出健次郎氏は、弁護士の資格を有しております、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 西村勇作氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の統治を監査する十分な知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 浜本亜実氏、戸出健次郎氏及び西村勇作氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 株式会社ワークデザインテクノロジーズは、当社の子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えるようにするとともに、社外取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、当該取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

なお、社外取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に向け、業務執行から独立した立場で経営を監督及び助言する立場を考慮し、社外取締役として各自の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

また、当該方針の決定方法は、任意の報酬委員会の答申を尊重したうえで、取締役会決議により決定しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 固定報酬に関する方針

固定報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位別に各取締役に求められる職責及び能力等に応じて、当社の業績や、世間相場、使用人の給与水準等も考慮しながら総合的に勘案し、決定いたします。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役に対し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進める目的として、業績連動報酬等を支給いたします。

業績連動報酬等の具体的な内容として、評価期間中の当社業績等の数値目標を予め設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する又は当該株式に相当する額の金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「PSU」という。）を採用いたします。本PSUは、原則として、会社が予め定めた対象期間（1事業年度の業績評価期間）の業績目標（連結営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した報酬を当該事業年度に係る定時株主総会の日から2ヵ月以内に支給いたします。PSUとして交付する株式の個人別の数又は支給する金銭の額は、役位及び業績目標達成度に応じて決定いたします。

ただし、対象取締役が取締役会において定める一定の非違行為、取締役会が正当と認める理由以外の理由による退任等がある場合は本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することいたします。

② ①以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

取締役（監査等委員）の報酬等は、取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、常勤・非常勤の別や取締役（監査等委員）として各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。なお、各取締役（監査等委員）の報酬等は、監査等委員の協議により決定いたします。

また、当該方針の決定方法は、監査等委員会の決議により決定いたします。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等にかかる株主総会決議

a. 2022年6月27日開催の第24期定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は年額300百万円以内と定められております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。

b. 2023年6月23日開催の第25期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入しており、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式（譲渡制限付株式）総数は年間6万株以内、冒頭記載の報酬枠内で、年額60百万円以内と定められております。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式総数又は支給総額はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）であります。

□. 監査等委員である取締役の報酬等にかかる株主総会決議

2022年6月27日開催の第24期定時株主総会の決議により、金銭報酬の額は年額100百万円以内と定められております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		固定報酬	業績連動報酬等			
			賞与	業績連動型 株式報酬		
取締役（監査等委員を除く） (うち、社外取締役)	165,504 (-)	144,000 (-)	6,144 (-)	15,360 (-)	4 (-)	
取締役（監査等委員） (うち、社外取締役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	- (-)	- (-)	3 (3)	
合計 (うち、社外取締役)	176,004 (10,500)	154,500 (10,500)	6,144 (-)	15,360 (-)	7 (3)	

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）に対する業績連動報酬等である賞与及び業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）の額は、当事業年度における費用計上額です。
 2. 上記の報酬等のうち、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、業績連動報酬等として表示しております。

⑤ 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益であり、当該指標を選定した理由は、当社が本業による儲けである連結営業利益を最重要視しているためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、連結営業利益の目標達成率に基づいて決定しております。

なお、当事業年度の連結営業利益は1,915,894千円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 当期における社外役員の状況は次のとおりです。

氏 名	浜 本 亜 実
地 位	社外取締役（監査等委員）
兼 職 の 状 況	株式会社Humanext 代表取締役 一般社団法人21世紀学び研究所 理事 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち14回、監査等委員会全14回のうち14回に出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏 名	戸 出 健次郎
地 位	社外取締役（監査等委員）
兼 職 の 状 況	戸出総合法律事務所 代表弁護士 なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち14回、監査等委員会全14回のうち14回に出席し、弁護士として企業法務に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員長を務め、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図る役割を担っております。

氏 名	西 村 勇 作
地 位	社外取締役（監査等委員）
兼 職 の 状 況	梅ヶ枝中央法律事務所 所属弁護士 ステラケミファ株式会社 社外取締役（監査等委員） なお、当社との間で記載すべき関係はありません。
主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち14回、監査等委員会全14回のうち14回に出席し、企業法務に関わる経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会及び報酬委員会の委員を務めております。

② その他社外役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

会社の体制及び方針

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、以下のとおり、内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき規範である「フレド」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
- ロ. コンプライアンス体制を実現、維持するために、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行う。
- ハ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の活動は、四半期ごとに、又は必要に応じて開催し、必要に応じて取締役会に報告する。
- 二. 反社会的勢力とは一切関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等と連携して、毅然とした態度で対処する。
- ホ. 法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するための通報体制として、「公益通報者保護規程」を運用し、通報窓口として公益通報対応業務従事者を設置する。
- ヘ. 内部監査部門である内部監査室において、コンプライアンス遵守状況を監査するものとし、監査結果を代表取締役に報告し協議する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、「職務分掌規程」に定める主管部署が法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当該情報の性質（機密性・重要性）に応じて的確に所定の年数を保存・管理する。
- ロ. 当該主管部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理体制の実現、徹底を図るために、四半期ごとに又は必要に応じてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催するとともに、内部監査室を設置し、互いに連携して当社のリスクに対して継続的に監視する他、予めリスクを想定、分類、評価して、リスク発生を予防するとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急管理体制の整備を統括する。
- ロ. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び内部監査室は、具体的な個別事案を含めて、リスク管理体制の整備状況を検討し、定期的に又は必要に応じて取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- イ. 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。業務執行については、予め定められた「職務権限規程」、「職務分掌規程」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化する。
 - ロ. 取締役、執行役員及び使用人が共有する目標を持ち、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な方法を各部門長が定め、その実施結果を迅速にデータ化して、各部門長と管理部門が分析した結果を取締役会に報告する。それを受け取締役会では、目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ報告する体制によって効率化を図る。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、グループ会社の内部統制を構築する。
 - ロ. 当社は、子会社の自主的経営及び独立性を考慮しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、当該人員の監査等委員でない取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、監査等委員会の指示命令下で業務を行い、監査等委員でない取締役及び使用人からの指揮命令は受けない。また、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査等委員の意見を尊重して行う。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制
- 監査等委員でない取締役は、次に定める事項を監査等委員会に報告する。
- イ. 取締役会、経営会議で協議された事項
 - ロ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 日々の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. 内部通報の状況及び内容
 - ト. コンプライアンス上重要な事項
 - チ. 取締役又は執行役員が決裁した稟議事項
 - リ. 取締役又は執行役員が決裁した契約事項
 - ヌ. 訴訟に関する事項

使用人は、次に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告する。

- イ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ロ. 日々の経営状況として重要な事項
- ハ. 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
- 二. 重大な法令・定款違反

⑧ 監査等委員に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告をした者に対して、これを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止することを「公益通報者保護規程」に規定し、当社取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会に対して、監査等委員でない取締役及び使用人へのヒアリングを行う機会を与える。
- ロ. 監査等委員会に対して、代表取締役との定期的な意見交換を行う機会を与える。
- ハ. 監査等委員会に対して、会計監査人及び内部監査室との間で定期的な意見交換を行う機会を設ける。
- 二. 監査等委員会から内部監査室に対して、要望する事項の内部監査の実施とその報告を受ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関する重要事項及び重要規程の改廃等について付議され、決議しております。取締役会においては、会社の経営に関する重要事項の執行、状況について報告が行われ、取締役会の決議、指示に適正に従っているかを確認するとともに、その報告を受けて目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ指示して、経営の効率化を図っております。

② リスクマネジメント・コンプライアンス体制

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を毎月開催し、当社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行っております。また、内部監査室と互いに連携して当社のリスクを継続的に監視する他、リスク管理体制の整備状況については適宜取締役会に報告しております。

③ 企業集団における業務の適正確保に関する取組みの状況

当社は、「職務権限規程」に基づき、取締役会において報告及び決議を行い、グループ全体の業務の適正を確保するようにつとめております。

④ 内部監査の状況

内部監査室は定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかを監査し、当社及び子会社に対し、指導及び助言を行っております。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の効率的な実施と実効性の向上につとめております。

⑤ 監査等委員会の状況

当事業年度に開催された取締役会に出席し、業務執行取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じた監督機能を果たしております。また、原則として毎月監査等委員会を開催し、監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。また、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に情報交換を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うため、配当性向30%を基準としております。また、内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会となっております。また、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて、比率については、注記した事項を除き表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,487,246	流 動 負 債	3,675,084
現 金 及 び 預 金	6,121,871	買 掛 金	1,889,219
売 掛 金	1,163,294	未 払 金	62,290
仕 掛 品	126,576	未 払 費 用	695,545
前 払 費 用	66,661	未 払 法 人 税 等	384,599
未 収 入 金	2,343	未 払 消 費 税 等	173,529
そ の 他	6,499	前 受 金	385,454
固 定 資 産	3,309,715	預 金	17,026
有 形 固 定 資 産	2,218,136	賞 与 引 当 金	61,275
建 物 及 び 構 築 物	990,003	役 員 賞 与 引 当 金	6,144
工 具、器 具 及 び 備 品	72,594	固 定 負 債	185,260
土 地	1,155,537	資 産 除 去 債 務	146,415
無 形 固 定 資 産	41,194	そ の 他	38,845
ソ フ ト ウ エ ア	41,118	負 債 合 計	3,860,344
そ の 他	76	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,050,384	株 主 資 本	6,920,087
投 資 有 価 証 券	329,796	資 本 金	544,652
敷 金 及 び 保 証 金	377,531	資 本 剰 余 金	519,511
繰 延 税 金 資 産	284,927	利 益 剰 余 金	5,856,049
そ の 他	58,128	自 己 株 式	△126
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,170
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,170
		株 式 引 受 権	15,360
		純 資 産 合 計	6,936,617
資 産 合 計	10,796,961	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,796,961

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高 オフィス設計・施工収入等	16,075,004
不動産賃貸収入	178,193
	16,253,198
売 上 原 価	11,526,321
売 上 総 利 益	4,726,876
販売費及び一般管理費	2,810,981
営 業 利 益	1,915,894
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,354
受 取 手 数 料	40
受 取 賃 貸 料	2,784
受 取 保 険 金	1,483
保 険 解 約 返 戻 金	7,634
そ の 他	1,278
	16,575
営 業 外 費 用	
固 定 資 産 除 却 損	615
投 資 事 業 組 合 運 用 損	18,451
リ 一 ス 解 約 損	239
そ の 他	2,469
	21,776
経 常 利 益	1,910,694
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,910,694
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	653,921
法 人 税 等 調 整 額	△100,863
当 期 純 利 益	553,057
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,357,636
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—
	1,357,636

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	530,076	255	504,984	4,796,455	△69	5,831,702
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	14,576	△255	14,527	—	—	28,848
剰余金の配当	—	—	—	△298,043	—	△298,043
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,357,636	—	1,357,636
自己株式の取得	—	—	—	—	△57	△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	14,576	△255	14,527	1,059,593	△57	1,088,384
当 期 末 残 高	544,652	—	519,511	5,856,049	△126	6,920,087

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		株式引受権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	509	509	13,716	5,845,928
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	28,848
剰余金の配当	—	—	—	△298,043
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	1,357,636
自己株式の取得	—	—	—	△57
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	660	660	1,644	2,304
当期変動額合計	660	660	1,644	1,090,689
当期末残高	1,170	1,170	15,360	6,936,617

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ワークデザインテクノロジーズ

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

イ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ウ. 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① オフィス設計・施工

当社グループは、主にオフィスの設計・施工を行っております。これらのうち工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社グループの工事契約のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具や什器等の販売については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払要求時点から概ね1か月以内に回収していることから重要な金融要素は含んでおりません。

② 不動産賃貸

当社グループは、自社で運営している「The Place」においてオフィススペースの賃貸を行っており、オフィススペースの賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従っております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課税される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額をその他の包括利益累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、改正された「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しておりますが、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	328,291 千円
----------------	------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	8,279,050	72,750	—	8,351,800

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株式の発行による増加 60,750株

事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加 12,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	76	47	—	123

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	298,043	36.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	409,232	利益剰余金	49.00	2025年 3月31日	2025年 6月27日

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

普通株式 15,000株

5. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 81,750株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については、自己資金による充当を基本としておりますが、新規事業計画及びこれに付帯する不動産購入、設備投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により必要資金を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等によっております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、不測の損害が生じないようにするため、与信管理規程に従い、担当部署が顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握、また、各営業担当者が支払条件や取引相手の信用状況に応じて期日及び残高等を適切に管理することで、リスクの軽減を図っております。なお、ほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

投資有価証券は、投資事業組合への出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に当社の各拠点事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金は、その全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。

これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、月次で資金繰り計画を作成するとともに、適正な手元流動性を維持することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	353,449	338,640	△14,809
資産計	353,449	338,640	△14,809

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資事業組合への出資	329,796

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

科目	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,121,871	—	—	—
売掛金	1,163,294	—	—	—
敷金及び保証金 (※)	15,564	182,513	154,348	1,022
合計	7,300,730	182,513	154,348	1,022

(※) 差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	338,640	—	338,640
資産計	—	338,640	—	338,640

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金に係る部分の時価は、差入先ごとに返還予定期限を見積り、その将来キャッシュ・フローと、返還予定期限までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は26,431千円（賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び時価の算定方法については、下記のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	1,824,559
	期中増減額	△30,276
	期末残高	1,794,282
連結決算日における期末時価		2,024,597

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、減少額は減価償却費30,276千円であります。

3. 期末の時価は、土地については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきますが、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合は直近の不動産鑑定評価を行った時から当該評価額や指標を用いて調整した金額をもって時価とみなし、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	プランディング事業	データソリューション・プレイスソリューション事業	合計
関東	10,718,312	387,674	11,105,987
関西	3,141,249	13,168	3,154,417
中部	1,099,812	67,978	1,167,790
その他	646,779	29	646,808
顧客との契約から生じる収益	15,606,154	468,850	16,075,004
その他の収益	—	178,193	178,193
外部顧客への売上高	15,606,154	647,043	16,253,198

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 2. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
電子記録債権	67,600
売掛金	1,481,213
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	1,163,294
契約負債（期首残高）	
前受金	576,996
契約負債（期末残高）	
前受金	370,452

契約負債は、主に工事契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は576,996千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 828円73銭
- 1株当たり当期純利益 163円43銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
(資産の部)					
流動資産	7,421,220	流动負債	3,671,649		
現金及び預金	6,046,900	買掛金	1,914,135		
売掛金	1,163,239	未払費用	59,157		
仕掛品	126,736	未払法人税等	695,395		
前払費用	66,152	未払消費税	363,977		
未収入金	11,691	前払受取金	169,868		
その他の	6,499	預り金	385,454		
固定資産	3,369,482	預賞金	17,011		
有形固定資産	2,218,983	与引当金	60,504		
建物	987,565	役員賞与引当金	6,144		
構築物	2,438	固定負債	185,260		
工具、器具及び備品	73,442	資産除去債務	146,415		
土地	1,155,537	その他の	38,845		
無形固定資産	41,054	負債合計			
ソフトウエア	40,978	3,856,909			
その他の	76	(純資産の部)			
投資その他の資産	1,109,444	株主資本	6,917,263		
投資有価証券	329,796	資本剰余金	544,652		
関係会社株式	90,000	資本準備金	519,511		
敷金及び保証金	377,531	利益剰余金	519,511		
繰延税金資産	253,987	利益準備金	5,853,225		
その他の	58,128	その他利益剰余金	6,250		
		繰越利益剰余金	5,846,975		
		自己株式	5,846,975		
		評価・換算差額等	△126		
		その他有価証券評価差額金	1,170		
		株式引受権	1,170		
		純資産合計	15,360		
資産合計	10,790,702	負債・純資産合計	10,790,702		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高 オフィス設計・施工収入等	16,074,454
不動産賃貸収入	178,193
	16,252,648
売 上 原 価	11,634,734
売 上 総 利 益	4,617,913
販売費及び一般管理費	2,740,247
営業利益	1,877,665
営業外収益	
受取利息	3,321
受取手数料	40
受取賃貸料	2,784
受取保険金	1,483
保険解約返戻金	7,634
経営業務受託料	3,600
その他の	948
	1,278
	21,090
営業外費用	
固定資産除却損	615
投資事業組合運用損	18,451
リース解約損	239
その他の	2,463
	21,770
経常利益	1,876,985
税引前当期純利益	1,876,985
法人税、住民税及び事業税	628,951
法人税等調整額	△75,181
当期純利益	553,770
	1,323,214

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
			資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	530,076	255	504,984	504,984	6,250	4,821,804	4,828,054	
当期変動額								
新株の発行	14,576	△255	14,527	14,527	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△298,043	△298,043	
当期純利益	—	—	—	—	—	1,323,214	1,323,214	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	14,576	△255	14,527	14,527	—	1,025,171	1,025,171	
当期末残高	544,652	—	519,511	519,511	6,250	5,846,975	5,853,225	

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		株式引受権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△69	5,863,301	509	509	13,716	5,877,526
当 期 变 動 額						
新 株 の 発 行	—	28,848	—	—	—	28,848
剰余金の配当	—	△298,043	—	—	—	△298,043
当 期 純 利 益	—	1,323,214	—	—	—	1,323,214
自己株式の取得	△57	△57	—	—	—	△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	660	660	1,644	2,304
当期変動額合計	△57	1,053,962	660	660	1,644	1,056,266
当 期 末 残 高	△126	6,917,263	1,170	1,170	15,360	6,933,793

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

イ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ウ. 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) オフィス設計・施工

当社は、主にオフィスの設計・施工を行っております。これらのうち工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社の工事契約のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具や什器等の販売については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払要求時点から概ね1か月以内に回収していることから重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 不動産賃貸

当社は、自社で運営している「The Place」においてオフィススペースの賃貸を行っており、オフィススペースの賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従っております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課税される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を評価・換算差額等に加減しております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、改正された「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しておりますが、これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	328,869 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	9,348 千円

短期金銭債務	49,420 千円
--------	-----------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（支出分）	226,312 千円
営業取引以外の取引（収入分）	4,548 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	76	47	—	123

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	21,727千円
未払事業所税	1,658 //
賞与引当金	18,526 //
株式報酬費用	9,164 //
未払費用	164,754 //
一括償却資産	4,854 //
減価償却超過額	1,979 //
保証金	1,820 //
資産除去債務	57,958 //
その他	2,845 //
繰延税金資産小計	285,291千円
評価性引当額	— //
繰延税金資産合計	285,291千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△30,765千円
その他有価証券評価差額金	△538 //
繰延税金負債合計	△31,303千円
繰延税金資産の純額	253,987千円

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 828円39銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 159円28銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查阅に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 伸吾

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 充規

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ヴィス 監査等委員会

監査等委員 浜本 亜実 印

監査等委員 戸出 健次郎 印

監査等委員 西村 勇作 印

(注) 監査等委員はいずれも、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区東新橋1丁目9番1号
東京汐留ビルディング17階 当社東京オフィス
TEL 03-5568-6788



交通 JR 新橋駅 (汐留口)
東京メトロ銀座線 新橋駅
都営浅草線 新橋駅
都営大江戸線 汐留駅
新交通ゆりかもめ 汐留駅 (1B出口) 徒歩約1分
※当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承願います。

地下歩道 徒歩約7分
地下歩道 徒歩約6分
地下歩道 徒歩約6分
地下歩道 徒歩約1分
地下歩道 徒歩約1分